

令和4年 第2回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川西市教育委員会

目 次

- 報告 第 2 号 専決報告について（令和 4 年度川西市一般会計当初予算について）
- 報告 第 3 号 専決報告について（令和 3 年度川西市一般会計補正予算について）
- 報告 第 4 号 専決報告について（川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 報告 第 5 号 専決報告について（川西市郷土館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 報告 第 6 号 専決報告について（川西市公民館条例の一部を改正する条例の制定について）
- 報告 第 7 号 専決報告について（川西市公民館条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案 第 1 号 川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月17日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

記

令和4年度川西市一般会計当初予算

専決第 1 号

令和4年度川西市一般会計当初予算について

令和4年度川西市一般会計当初予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和4年2月16日専決

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

令和4年度 一般会計当初予算(案) 教育委員会関係歳出

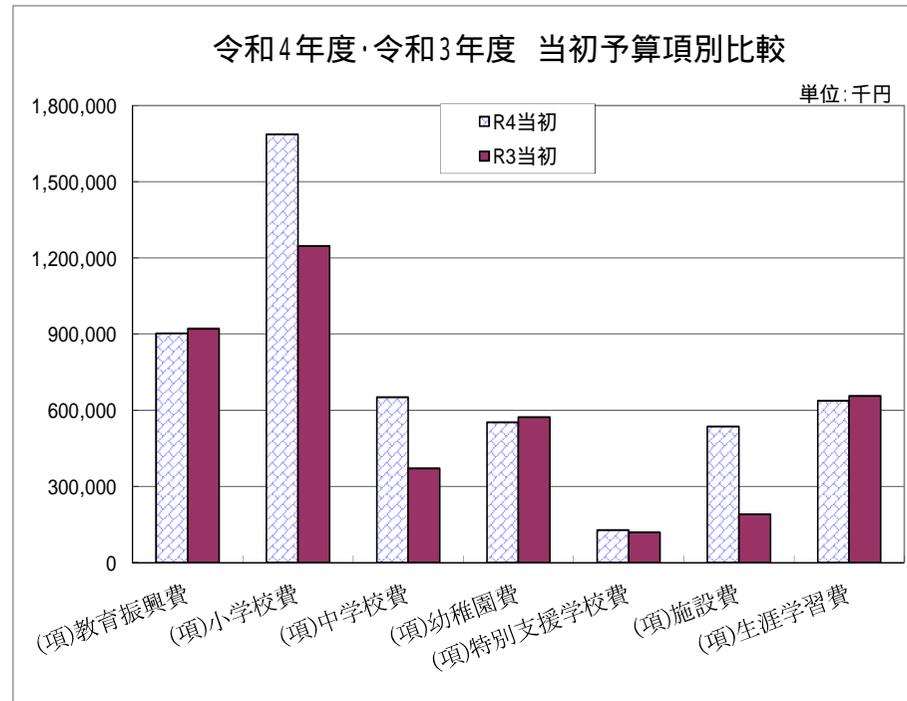
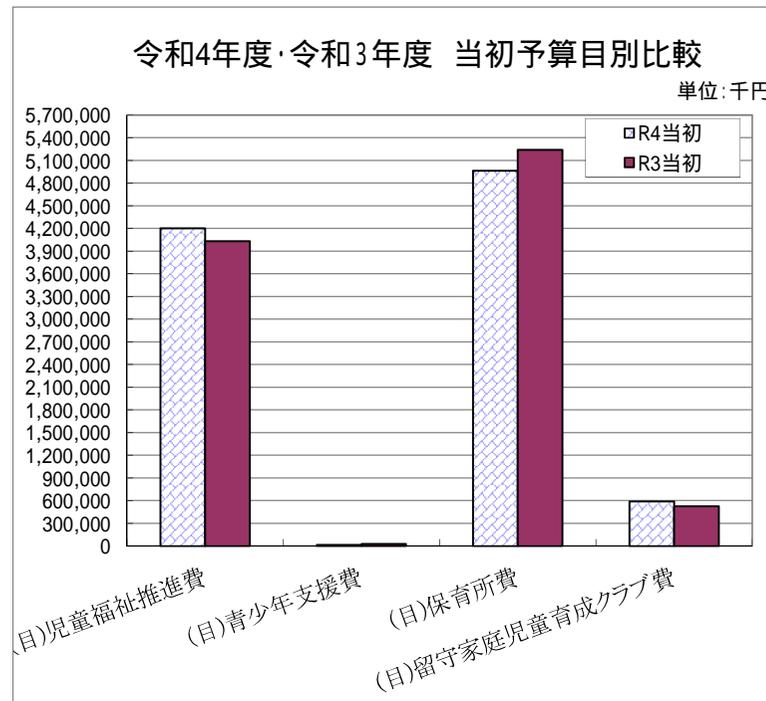
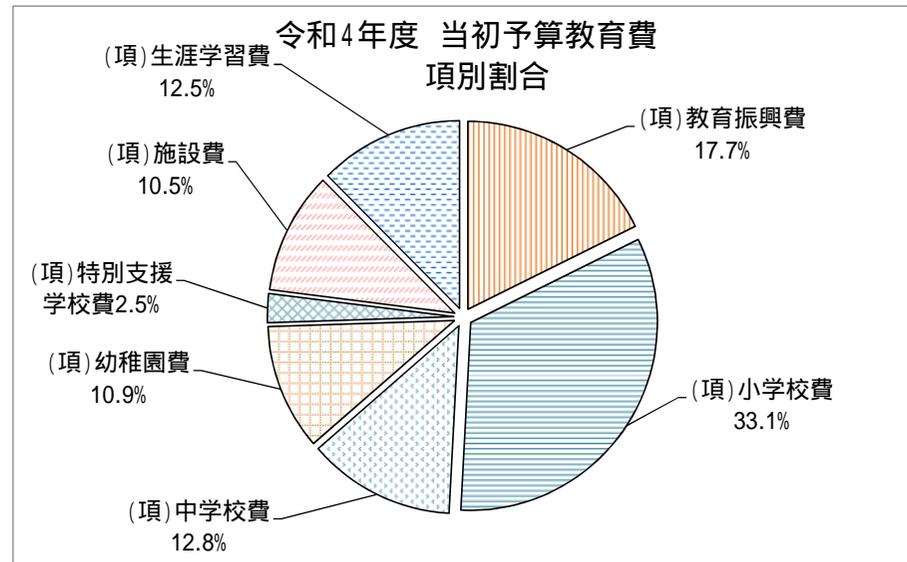
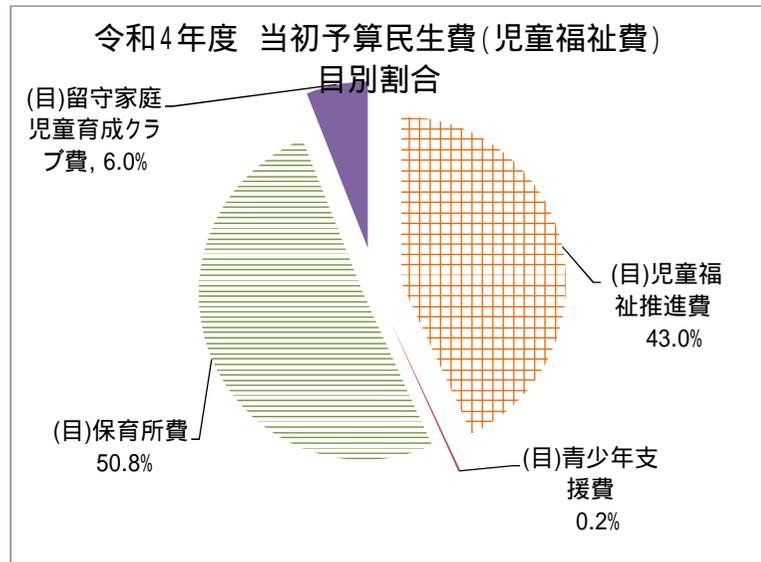
(単位:千円)

費目等	令和4年度当初		令和3年度当初		比較 (A)-(B)	増減率	備考
	予算額(A)	構成比	予算額(A)	構成比			
一般会計総額	58,186,000		56,300,000		1,886,000	3.3%	
教育委員会関係合計	14,864,920	(25.5%) 100.0%	13,900,429	(24.7%) 100.0%	964,491	6.9%	
03 民生費							
03 児童福祉費	9,772,868	65.7%	9,824,270	70.7%	51,402	0.5%	
01 児童福祉推進費	4,202,966		4,031,088		171,878		
02 青少年支援費	17,409		28,848		11,439		
03 保育所費	4,963,259		5,241,068		277,809		
05 留守家庭児童育成クラブ費	589,234		523,266		65,968		
10 教育費	5,092,052	34.3%	4,076,159	29.3%	1,015,893	24.9%	
01 教育振興費	902,059	6.1%	920,670	6.6%	18,611	2.0%	
01 教育総務費	203,934		211,614		7,680		
02 教育振興費	81,502		80,015		1,487		
03 学校教育推進費	616,623		629,041		12,418		
02 小学校費	1,686,558	11.3%	1,246,360	9.0%	440,198	35.3%	
01 学校運営費	822,278		761,878		60,400		
02 学校給食費	821,127		442,837		378,290		
03 学校保健費	43,153		41,645		1,508		
03 中学校費	651,381	4.4%	370,814	2.7%	280,567	75.7%	
01 学校運営費	351,773		325,468		26,305		
02 学校給食費	284,287		29,950		254,337		
03 学校保健費	15,321		15,396		75		
04 幼稚園費	552,576	3.7%	573,013	4.1%	20,437	3.6%	
01 幼稚園運営費	549,024		568,653		19,629		
02 幼稚園保健費	3,552		4,360		808		
05 特別支援学校費	127,353	0.9%	119,328	0.9%	8,025	6.7%	
01 学校運営費	105,897		101,909		3,988		
02 学校給食費	20,394		16,370		4,024		
03 学校保健費	1,062		1,049		13		
06 施設費	535,393	3.6%	189,872	1.4%	345,521	182.0%	
01 施設費	535,393		189,872		345,521		
07 生涯学習費	636,732	4.3%	656,102	4.7%	19,370	3.0%	
02 生涯学習推進費	56,052		55,863		189		
03 文化財費	92,517		96,669		4,152		
05 公民館費	309,503		266,004		43,499		
06 図書館費	178,660		237,566		58,906		

* 「構成比」の()は「一般会計総額」に占める割合であり、その他は「教育委員会関係合計」に占める割合である。

* 端数処理により各構成比の加算結果と合計が一致しないことがある。

* 施設費は市長部局(公共施設マネジメント課)が所管している。



生きがい(育つ・学ぶ)

留守家庭児童育成クラブにおける夏季入所の本格実施			
事業	留守家庭児童育成クラブ事業	所要経費	720万円
担当	入園所相談課 教育保育職員課	予算説明書ページ	153
<p>待機児童の多い、川西北、明峰、多田、北陵小学校区で、夏季休業中のみの留守家庭児童育成クラブ開所を本格的に実施します。</p>			

保育施設での医療的ケア児受入れ			
事業	市立認定こども園運営事業 幼児教育・保育施設運営支援事業	所要経費	2,387万円
担当	教育保育職員課 入園所相談課	予算説明書ページ	151
<p>医療的ケアが必要なこどもの受け入れが可能となるよう、市立認定こども園に看護師を配置するとともに、民間保育施設に看護師等配置への補助を行います。</p>			

子育てコーディネーター事業の試行実施			
事業	子育て世代包括支援事業	所要経費	860万円
担当	こども支援課	予算説明書ページ	145
<p>妊娠期から子育て期まで、継続的な子育て相談が一元的にできるよう、こども・若者ステーションにおいて、子育てコーディネーター事業を試行実施します。</p>			

私立幼稚園への配慮が必要な児童の受入れ支援			
事業	幼稚園支援事業	所要経費	2,217万円
担当	入園所相談課	予算説明書ページ	249
<p>私立幼稚園に対して、配慮が必要な幼児を受け入れる場合、市の独自の基準に基づき、加配教員の人件費相当を補助します。</p>			

大学等への進学に対する支援金の給付			
事業	就学支援事業	所要経費	912万円
担当	就学・給食課	予算説明書ページ	231
<p>経済的理由から、大学などへの進学を断念することのないよう、住民税非課税区分に準ずる世帯について、国の入学給付制度とあわせて、進学に対する支援金を給付します。</p>			

校内フリースクールの環境整備			
事業	生徒指導支援事業	所要経費	750万円
担当	教育保育課	予算説明書ページ	235
<p>不登校対策として、現在一部の学校で行われている校内フリースクールを全中学校に整備します。その取り組みを支援するため、人員を各中学校に配置し、生徒の生活・学習を支援します。</p>			

事業名	担当所管課名	概要	所要経費	予算 説明書 掲載頁
子ども・子育て計画策定・管理事業	こども支援課	子ども・子育て計画と子ども・若者育成支援計画の統合 就学前から若者世代までの支援を一体的に実施していくことをめざし、子ども・子育て計画と、子ども・若者育成支援計画を統合した、(仮称)子ども・若者未来計画を策定します。	346万円	145
留守家庭児童育成クラブ事業	入園所相談課	市民税所得割非課税世帯の育成料全額免除 令和4年4月から市民税所得割非課税世帯の育成料を全額免除します。民間事業者に免除に係る運営費を補助します。	126万円	153
留守家庭児童育成クラブ事業	入園所相談課	新たに開設する民間クラブへの運営費補助 川西北小学校区で、令和4年4月からクラブを開所する民間事業者に運営費を補助します。	1,685万円	153
留守家庭児童育成クラブ事業	こども支援課	留守家庭児童育成クラブへのWi-fi環境整備 留守家庭児童育成クラブにおいて、児童のタブレット端末を使った宿題を可能とするため、Wi-fi環境を整備します。	449万円	R3年度3月補正
子育て世代包括支援事業	こども支援課	子ども食堂など子どもの居場所づくり活動への支援 子ども食堂など、子どもの居場所を提供している地域団体への活動支援を行うとともに、活動情報の発信などについてもサポートしていきます。	72万円	145
教育ICT推進事業	教育保育課	学校におけるICT活用 ICT機器を活用し授業モデルを作成します。また、端末やネットワークトラブル等については、国のGIGAスクール運営支援センター制度の活用によって対応します。	2,000万円	R3年度3月補正
中学生学習支援事業	教育保育課	コーチングによる学習支援 コロナによる登校日数の減少を受け、学習に不安を抱えている市内在住の中学生に対し、個々の学力や目標に応じたコーチングによる学習支援を行います。	3,000万円	R3年度3月補正
小学校・中学校・特別支援学校教職員人事管理事業	教育保育職員課	スクールサポートスタッフの配置 教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向きあう時間を確保するため、スクールサポートスタッフを引き続き配置します。	3,667万円	239 245 253
教育ICT推進事業 小学校教科書・副読本整備事業 中学校教科書・副読本整備事業	教育保育課	デジタル教材を活用したオンライン授業の推進 指導者用のタブレット及びデジタル教科書を活用することで、授業を円滑に進めます。	1,138万円	R3年度3月補正
幼児教育・保育施設運営支援事業	こども支援課	民間保育所等のICT化支援 保育士の業務負担軽減を図るため、民間の保育所等が保育に関する計画・記録、園児の登園管理などの機能を備えたシステムの導入経費に対して補助します。	1,875万円	R3年度3月補正
地域・学校連携協働推進事業	教育保育課	学校運営協議会と地域学校協働本部の拡充 学校運営協議会を17校園に拡充します。また、必要な地域人材を確保するため、地域学校協働本部を同じく3中学校区、17校園に拡充します。	527万円	235
中学校給食運営事業	就学・給食課	中学校給食の実施 中学校給食センターを整備し、特定原材料等28品目のアレルギーに対応した中学校給食を、令和4年9月から開始します。	30億9,177万円	247 一部R3年度3月補正

事業名	担当所管課名	概要	所要経費	予算 説明書 掲載頁
特別支援学校教育 支援事業	教育保育課	川西養護学校における機能訓練の充実 川西養護学校で、理学療法及び作業療法等の訓練に加え、新たに言語聴覚訓練を取り入れるなど、機能訓練の充実を図ります。	42万円	253
認定こども園運営 事業 小学校運営事業 中学校運営事業	教育政策課	学校園の電話機のICT化 電話機のICT化を試験的に導入し、教職員の働きやすい環境を整備します。	333万円	R3年 度3月 補正
小学校運営事業 中学校運営事業 特別支援学校運営 事業	教育政策課	校門のオートロックシステム導入 学校での子どもたちの安全を守るため、学校の校門に遠隔で操作できるオートロックシステムを導入します。	2,550万円	R3年 度3月 補正
文化財事業	社会教育課	市指定天然記念物等の現状調査 市指定天然記念物等の維持・管理のため、現状調査を行います。	300万円	261
公民館運営事業 文化財事業	川西公民館 社会教育課	公民館、文化財施設の手洗い自動水栓化 感染予防のため、公民館、文化財資料館及び郷土館のトイレの手洗い等を自動水栓に更新します。	492万円	R3年 度3月 補正
小学校施設維持管 理事業	施設マネジメン ト課	明峰小学校へのエレベーター設置 障がいを持つ児童がより快適に学校生活を送れるように、明峰小学校にエレベーターを設置するための設計を行います。	290万円	257
学校施設長寿命 化・大規模改修事 業	施設マネジメン ト課	加茂小学校の大規模改修工事等 加茂小北校舎棟の大規模改修工事と桜が丘小、久代小、牧の台小の屋上防水改修等を行います。	10億870万円	257 一部R 3年度 3月補 正
小学校施設維持管 理事業 中学校施設維持管 理事業	施設マネジメン ト課	小中学校プール・運動場等改修 学校のプールサイドを遮熱性の高い床素材へ更新します。また、学校校舎外のトイレ改修や、水はけが悪い牧の台小、緑台中学校の運動場の改修を行います。	1億633万円	257 一部R 3年度 3月補 正
教育委員会総務管理 事業 小学校給食運営事業 中学校給食運営事業 特別支援学校給食運 営事業	教育政策課 就学・給食課	学校給食費の公会計化 教職員の負担軽減・会計の透明化及び給食費徴収・管理業務の効率化を図るため、学校給食費の公会計化を実施します。	5億6,751万円	229 241 247 255 一部R 3年度3 月補正

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月17日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

記

令和3年度川西市一般会計補正予算

専決第 2 号

令和3年度川西市一般会計補正予算について

令和3年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和4年2月16日専決

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

令和3年度3月補正予算明細書(教育委員会関係分)

(歳入)

(単位:千円)

NO.	款・項(項名)	説明(細節名称)	補正要求額 (は減)	補正等の理由	所属
1	14-2 負担金	保育所入所負担金	2,000	当初予算額より保育料が増収見込みであるため	こども 支援課
2		認定こども園保育料	2,000		
3	15-1 使用料	留守家庭児童育成クラブ育成料	3,232	延長時間拡充の利用が当初の予定より少なかったことや新型コロナウイルス感染症に係る出席停止等に係る育成料の減額に伴う減額	
4	16-1 国庫 負担金	児童扶養手当負担金	1,459	対象者数が当初見込みより少なかったため減額	
5		児童手当負担金	27,976		
6		保育所運営費負担金	16,000	変更交付申請見込額(国)に合わせて増額	
7		母子生活支援施設入所負担金	4,731	入所者数が当初見込みより少なかったため減額	
8		学校等における感染症対策等支援事業費補助金(小学校)	11,700	国の緊急経済対策に係る補正予算を活用するため	教育 政策課
9		学校等における感染症対策等支援事業費補助金(中学校)	5,850		
10		学校等における感染症対策等支援事業費補助金(特別支援学校)	1,800		
11		特別支援教育児童就学奨励費補助金	784	対象児童数が見込みより少なかったため。	就学・ 給食課
12		特別支援教育生徒就学奨励費補助金	809		
13	16-2 国庫 補助金	GIGAスクール運営支援センター補助金	3,528	児童生徒の「効果的なICT機器を活用した学び」を支援するための「GIGAスクール運営支援センター」の運営のため。	教育 保育課
14		学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業費補助金	4,117	オンライン授業配信用タブレット等ICT機器調達及び設定のため。	
15		特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業補助金	4,994	新型コロナウイルス感染症対策として、スクールバスと介護タクシーの少人数化を図るため、介護タクシーの増便による増額	
16		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時補助金	4,318	国の緊急経済対策に係る補正予算を活用するため	
17		地域子育て支援拠点事業費補助金	1,751	一部支援拠点での職員配置の変更に伴い、補助基準額の区分に変更が生じたことによる減額	こども 支援課
18		利用者支援事業費補助金	6,385	補助率が改正されたことによる増額	
19		新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金	1,400	(緊急経済対策)地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う増額	
20		子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金	8,850	対象者数が当初見込みより少なかったため減額	
21		子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金	21,151	事務費の執行が当初見込みより少なかったことによる減額	
22		保育所等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助金	7,350	国の緊急経済対策に係る補正予算を活用するため	

NO.	款-項(項名)	説明(細節名称)	補正要求額 (は減)	補正等の理由	所属	
23	16-2 国庫 補助金	子育て支援事業新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助金	19,666	国の緊急経済対策に係る補正予算を活用するため	こども 支援課	
24		保育所等におけるICT化推進等事業費補助金	12,500			
25		保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金	11,759			
26		留守家庭児童育成クラブ運営事業費補助金	8,580	市立・民間育成クラブの新型コロナウイルス感染拡大防止対策等に伴う補助金の増額		
27		放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金	1,782	国の緊急経済対策に係る放課後児童支援員等の処遇改善のため、市立・民間留守家庭児童育成クラブで勤務している支援員等の収入を引き上げることに伴う補助金の増額		
28		学校施設環境改善交付金	178,254	学校施設環境改善交付金を確保するために、国の補正予算で事業を前倒し計上したため増額		公共施設 マネジメント課
29		川西市中学校給食センター整備事業費補助金	455,095			
30	17-1 県負担 金	児童手当負担金	7,302	対象者数が当初見込みより少なかったため減額	こども 支援課	
31		保育所運営費負担金	1,500	変更交付申請見込額(県)に合わせて減額		
32		母子生活支援施設入所負担金	2,366	入所者数が当初見込みより少なかったため減額	こども若 者 相談セン ター	
33	17-2 県補助 金	地域と学校の連携・協働体制構築事業費補助金	2,185	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、活動を見合わせた地域学校協働本部に係る運営費等の減額	社会 教育課	
34		地域子育て支援拠点事業費補助金	1,751	一部支援拠点での職員配置の変更に伴い、補助基準額の区分に変更が生じたことによる減額	こども 支援課	
35		利用者支援事業費補助金	2,714	補助率が改正されたことによる減額		
36		新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金	1,400	(緊急経済対策)地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う増額		
37		子育て支援事業新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助金	19,666	緊急経済対策による国の補正予算に対応するため		
38		新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業費補助金	2,250	緊急経済対策による国の補正予算に対応するため、また、令和2年度から繰り越した補助事業に係る県補助金を計上したため		
39		留守家庭児童育成クラブ運営事業費補助金	4,988	市立・民間育成クラブの新型コロナウイルス感染拡大防止対策等に伴う補助金の増額		
40	22-6雑入	保育所等給食費徴収金	4,000	当初予算額より減収見込みであるため	社会 教育課	
41		生涯学習短期大学受講料	5,583	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オープン講座以外の講座を中止したことによる減額		
42		高齢者大学受講料	718	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、すべての講座を中止したことによる減額		

(歳出)

(単位:千円)

NO	款-項 (項名)	事業及び費目の名称	補正要求額 (は減)	補正等の理由	所属	
1	3-1 社会 福祉費	児童館運営事業需用費	300	(緊急経済対策)新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う増額	こども 支援課	
2		子育て世代包括支援事業需用費	2,400			
3		子育て世代包括支援事業償還金、利子及び割引料	10,647			国庫補助金の母子保健衛生費及び子ども・子育て支援交付金の令和2年度分精算に伴う返還金の設定
4		児童手当等支給事業扶助費	18,505			児童手当対象者数が当初見込みより少なかったため減額
5		ひとり親家庭支援事業扶助費	4,376			児童扶養手当対象者が当初見込みより少なかったため減額
6		ひとり親家庭支援事業償還金、利子及び割引料	21,633			国庫補助金の児童扶養手当負担金の返還金の設定
7		ひとり親世帯以外の低所得世帯生活支援特別給付金事業委託料	21,151			業務委託料が当初見込んでいたより少なかったことによる減額
8		ひとり親世帯以外の低所得世帯生活支援特別給付金事業負担金、補助及び交付金	8,850			対象者数が当初見込みより少なかったため減額
9		幼児教育・保育施設運営支援事業 負担金、補助及び交付金	98,801			民間保育所等に対し、国の緊急経済対策による新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業等の補助金を交付するため
10	3-3 児童 福祉費	市立保育所人事管理事業給料	13,237	フルタイム保育士について、配置数が当初見込みより少なかったため減額、令和4年2月から給料月額引き上げによる増額	教育保 育 職員課	
11		市立保育所人事管理事業職員手当等	12,528	フルタイム保育士期末手当の減額等		
12		市立保育所人事管理事業旅費	11,000	会計年度任用職員通勤費の減額		
13		市立認定こども園人事管理事業給料	39,324	フルタイム保育教諭について、配置数が当初見込みより少なかったため減額、令和4年2月から給料月額引き上げによる増額		
14		市立認定こども園人事管理事業職員手当等	19,238	フルタイム保育教諭期末手当の減額等		
15		市立認定こども園人事管理事業旅費	7,000	会計年度任用職員通勤費の減額		
16		市立留守家庭児童育成クラブ人事管理事業報酬	33,516	支援員の配置数が当初見込みより少なかったため減額、令和4年2月から主任支援員の報酬月額引き上げによる増額		
17		市立留守家庭児童育成クラブ人事管理事業職員手当等	18,904	支援員の期末手当の減額		
18		市立留守家庭児童育成クラブ人事管理事業旅費	11,484	支援員の通勤費の減額		
19			市立保育所運営事業 需用費	2,900		市立保育所において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品を購入するため
20		市立認定こども園運営事業 需用費	2,600	市立認定こども園において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品を購入するため		
21		留守家庭児童育成クラブ事業消耗品費	13,200	新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る消耗品購入費の増額	こども 支援課	
22		留守家庭児童育成クラブ事業通信運搬費	4,000	児童のタブレット端末を使った宿題を可能とするためのWi-Fi環境整備に伴う増額		
23		留守家庭児童育成クラブ事業設備工事費	1,012	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため北陵小学校内育成クラブにおいて、手洗い場の取替工事等を実施することに伴う増額		
24		留守家庭児童育成クラブ事業償還金	58,010	令和2年度国庫補助金の返納		
25		留守家庭児童育成クラブ事業補助金	16,181	民間クラブで入所登録児童数が当初見込みより少なかったため減額		
26		子ども家庭総合支援事業委託料	8,300	入所者数が当初見込みより少なかったため減額		こども若者 相談セン ター

NO	款-項 (項名)	事業及び費目の名称	補正要求額 (は減)	補正等の理由	所属	
27	10-1 教育振 興費	教育委員会総務管理事業 委託料	5,060	給食費関係通知の電子化を行うため	教育 政策課	
28		教職員事務事業委託料	2,904	令和4年度実施予定の留守家庭児童育成クラブ勤怠管理システム導入委託料を計上	教育 保育 職員課	
29		教職員事務事業使用料及び賃借料	2,206	令和4年度実施予定の留守家庭児童育成クラブ勤怠管理システム機器使用料及びアプリ利用料を計上		
30		教育情報推進事業業務委託料	20,000	児童生徒の「効果的なICT機器を活用した学び」を支援するための「GIGAスクール運営支援センター」の運営のため。	教育 保育課	
31		教育情報推進事業業務委託料	8,235	オンライン授業配信用タブレット等ICT機器調達及び設定のため。		
32		教育情報推進事業業務委託料	1,599	オンライン学習等の支援のための授業目的公衆送信補償金の支払いのため。		
33		就学支援事業貸付金	4,320	新規採用者が募集定員に満たなかったこと等のため	就学・ 給食課	
34		就学支援事業扶助費	45,526	対象児童・生徒数が見込みより少なかったため		
35		中学生学習支援事業委託料	30,000	「コーチングによる学習支援事業」に係る経費が必要になったため。	教育 保育課	
36		青少年育成事業報酬	1,751	会計年度任用職員として、指導主事が配置される予定であったが、実際は配置がなかったことによる減額	社会 教育課	
37		青少年育成事業委託料	1,523	新型コロナウイルス感染症の拡大により、放課後子ども教室の一部事業が中止となったことによる減額		
38		10-2 小学校 費	小学校教職員人事管理事業報酬	12,000	会計年度任用職員の配置数が当初見込みより少なかったため減額	教育 保育 職員課
39			小学校教職員人事管理事業職員手当等	5,600	会計年度任用職員の期末手当の減額	
40			小学校教職員人事管理事業旅費	2,000	会計年度任用職員の通勤費の減額	
41	小学校運営事業 役務費		1,329	市立小学校の電話機のICT化を行うため(1校分)	教育 政策課	
42	小学校運営事業 委託料		21,100	市立小学校プール清掃の業者委託及び校門のオートロックシステムを導入するため		
43	小学校運営事業 負担金、補助及び交付金		23,400	市立小学校に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品等を購入するための費用を交付するため		
44	小学校教科書・副読本整備事業 需用費		578	「GIGA スクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業」及び「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」に伴う教師用デジタル教科書の整備のため		
45	10-3 中学校 費	中学校教職員人事管理事業報酬	9,000	会計年度任用職員の配置数が当初見込みより少なかったため減額	教育 保育 職員課	
46		中学校教職員人事管理事業職員手当等	3,100	会計年度任用職員の期末手当の減額		
47		中学校運営事業 役務費	1,329	市立中学校の電話機のICT化を行うため(1校分)	教育 政策課	
48		中学校運営事業 委託料	9,625	市立中学校プール清掃の業者委託及び校門のオートロックシステムを導入するため		
49		中学校運営事業 負担金、補助及び交付金	11,700	市立中学校に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品等を購入するための費用を交付するため		
50		中学校給食PFI事業委託料(中学校給食センターおよび中学校エレベーター新設工事等)	2,838,777	国補正予算への対応としてR4年度事業の一部をR3年度へ前倒しするため	就学・ 給食課	
51		中学校教科書・副読本整備事業 需用費	970	「GIGA スクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業」及び「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」に伴う教師用デジタル教科書の整備のため	教育 保育課	

NO	款-項 (項名)	事業及び費目の名称	補正要求額 (は減)	補正等の理由	所属
52	10-4 幼稚園 費	市立幼稚園人事管理事業報酬	1,500	会計年度任用職員の配置数が当初見込みより少なかったため減額	教育 保育 職員課
53		市立幼稚園人事管理事業給料	1,771	フルタイム幼稚園教諭について、配置数が当初見込みより少なかったため減額、令和4年2月から給料月額引き上げによる増額	
54		市立幼稚園人事管理事業職員手当等	2,796	会計年度任用職員の期末手当の減額等	
55		市立幼稚園運営事業 需用費	2,000	市立幼稚園において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品を購入するため	教育 政策課
56	10-5特 別支援 学校費	特別支援学校教育支援事業使用料及び賃借料	9,988	新型コロナウイルス感染症対策として、スクールバスと介護タクシーの少人数化を図るため、介護タクシーの増便による増額	教育 保育課
57		特別支援学校運営事業 委託料	1,100	校門のオートロックシステムを導入するため	教育 政策課
58		特別支援学校運営事業 負担金、補助及び交付金	3,600	特別支援学校に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品等を購入するための費用を交付するため	
59	10-6 施設費	小学校施設維持管理事業需用費	56,463	4校のプールサイド、14校の屋外トイレの修繕において、コロナ臨時交付金を活用するために、事業を前倒し計上したため増額	公共施 設 マネジ メント課
60		中学校施設維持管理事業需用費	24,580	2校のプールサイド、5校の屋外トイレの修繕において、コロナ臨時交付金を活用するために、事業を前倒し計上したため増額	
61		特別支援学校施設維持管理事業需用費	2,427	プールサイドの日よけ設置において、コロナ臨時交付金を活用するために、事業を前倒し計上したため増額	
62		学校施設長寿命化・大規模改修事業委託料	6,800	来年度実施予定の加茂小学校北校舎棟大規模改修に伴う設計委託業務における入札差金の減額	
63		学校施設長寿命化・大規模改修事業使用料及び賃借料	116,607	学校施設環境改善交付金を確保するために、国の補正予算で事業を前倒し計上したため増額	
64		学校施設長寿命化・大規模改修事業工事請負費	592,593		
65	10-7 生涯学 習費	生涯学習短期大学運営事業報償費	4,350	新型コロナウイルス感染症の拡大により、オープン講座以外の講座を中止としたことによる講師謝礼の減額	社会 教育課
66		生涯学習短期大学運営事業需用費	361	新型コロナウイルス感染症の拡大により、オープン講座以外の講座を中止したことによる入学案内印刷費の減額	
67		生涯学習短期大学運営事業委託料	306	新型コロナウイルス感染症の拡大により、オープン講座以外の講座を中止したことによる会場設営作業委託料の減額	
68		高齢者大学運営事業報償費	1,370	新型コロナウイルス感染症の拡大により、すべての講座を中止したことによる、講師謝礼の減額	
69		高齢者大学運営事業委託料	319	新型コロナウイルス感染症の拡大により、すべての講座を中止したことによる、会場設営作業委託料の減額	
70		高齢者大学運営事業使用料及び賃借料	142	新型コロナウイルス感染症の拡大により、すべての講座を中止したことによる、開講式等に係るキセラホール使用料等の減額	
71		文化財事業修繕料(設備・工作物)	599	新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、文化財資料館及び郷土館のトイレ等を自動水栓化する修繕を行うことによる増額	
72		電子図書館システム利用料等	2,816	国の補正予算を活用するため翌年度運営経費分を予算計上したため増額	
73	図書館専用エレベータ2基制御改修費	9,317	契約差金が発生したため減額		
74		公民館トイレ等修繕	4,318	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため	川西 公民館

凡例: 繰越明許費補正(追加)として3月議会に全額または一部を上程しているものを示しています

(繰越明許費補正)

(単位:千円)

NO	項の名称	事業名	金額	補正等の理由	担当課
1	社会福祉費	児童館運営事業 (感染予防対策経費)	300	緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策経費を令和3年度3月補正で計上し、次年度に繰越をするため	
2		子育て世代包括支援事業 (感染予防対策経費)	2,400		
3	児童福祉費	幼児教育・保育施設運営支援事業 負担金、補助及び交付金	88,450	国の緊急経済対策による、民間保育所等におけるかかり増し経費や衛生用品の購入、トイレ等の改修経費など新型コロナウイルス感染拡大防止のための補助金、ICT化を推進する補助金においては期間が短いことから、次年度に繰り越すため	こども支援課
4		留守家庭児童育成クラブ事業 (感染予防対策経費)	21,012	国の補正予算に伴って、令和4年度に実施予定の業務を令和3年度に前倒して予算計上するため	
5		留守家庭児童育成クラブ事業 (Wi-Fi環境整備経費)	4,490	国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度に実施予定の業務を令和3年度に前倒して予算計上するため	
6		市立保育所運営事業 (感染予防対策経費)	2,900	国の緊急経済対策補正予算に伴って、令和3年度に前倒して予算計上するため。	教育政策課
7		市立認定こども園運営事業 (感染予防対策経費)	2,600		
8	教育振興費	教育委員会総務管理事業 (給食費関係通知電子課)	5,060		
9		教職員事務事業 (市立留守家庭児童育成クラブ 勤怠管理システム導入経費)	5,110	コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に伴う国の補正予算に対応するため	教育保育職員課
10		教育情報推進事業(GIGAスクール 運営支援センター)	20,000	国の補正予算に伴って、令和4年度に実施予定の業務を令和3年度に前倒して予算計上するため	教育保育課
11		教育情報推進事業(学校のICTを 活用した授業環境高度化推進事業)	8,235		
12	教育情報推進事業(授業目的公衆 送信補償金制度)	1,599			
13		中学生学習支援事業委託料	30,000	「コーチングによる学習支援事業」に係る経費が必要になったため	
14		特別支援学校教育支援事業使用 料及び賃借料	9,988	新型コロナウイルス感染症対策として、スクールバスと介護タクシーの少人数化を図るため、介護タクシーの増便による増額	
15	小学校費	小学校運営事業 (感染予防対策経費、校門オート ロックシステム導入経費等)	45,829	国の緊急経済対策補正予算に伴って、令和3年度に前倒して予算計上するため。	教育政策課

NO	項の名称	事業名	金額	補正等の理由	担当課
16	中学校費	中学校給食運営事業(中学校給食センターおよび中学校エレベーター新設工事等)	2,838,777	国補正予算への対応としてR4年度事業の一部をR3年度へ前倒しするため	就学・給食課
17		中学校教科書・副読本整備事業 需用費	970	「GIGA スクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業」及び「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」に伴う教師用デジタル教科書の整備のため	教育 保育課
18		中学校運営事業 (感染予防対策経費、校門オートロックシステム導入経費等)	22,654	国の緊急経済対策補正予算に伴って、令和3年度に前倒して予算計上するため。	教育 政策課
19	幼稚園費	2,000	国の緊急経済対策補正予算に伴って、令和3年度に前倒して予算計上するため。		
20	特別支援学校費	4,700			
21	特別支援学校費	小学校教科書・副読本整備事業 需用費	578	「GIGA スクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業」及び「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」に伴う教師用デジタル教科書の整備のため	教育 保育課
22	施設費	小学校施設維持管理事業	56,463	国の補正予算に伴って、令和4年度に実施予定の業務を令和元年度に前倒して予算計上するため	公共施設 マネジメント課
23		中学校施設維持管理事業	24,580		
24		特別支援学校施設維持管理事業	2,427		
25		学校施設長寿命化・大規模改修事業	722,697		
26	生涯学習費	文化財事業 (文化財資料館・郷土館トイレ等修繕)	599	国の緊急経済対策補正予算に伴って、令和3年度に前倒して予算計上するため。	社会 教育課
27		図書館運営事業 (電子図書館運営経費)	2,816	国の予算が令和3年度補正予算措置であり、国の補助を受けるためには令和3年度補正である必要があるため	中央 図書館
28		公民館維持管理事業 (公民館トイレ等修繕)	4,318	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため	川西 公民館

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月17日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

記

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

専決第 3 号

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和4年2月16日専決

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

川西市条例第 号

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の設置に関する条例（昭和39年川西市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の部川西市立黒川小学校の項を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第4号資料

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の設置に関する条例(昭和39年川西市条例第3号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
(略)			(略)		
別表			別表		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
<u>小学校</u>	<u>川西市立黒川小学校</u>	<u>川西市黒川字谷垣内295番地</u>	<u>小学校</u>	<u>(削除)</u>	

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月17日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

記

川西市郷土館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

専決第 4 号

川西市郷土館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川西市郷土館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和4年2月16日専決

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

川西市郷土館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

川西市郷土館の設置及び管理に関する条例（昭和63年川西市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「喫煙又は」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 建物内及び敷地内で喫煙をしないこと。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（見直し）

2 令和9年4月1日以降の入館料等の額については、令和7年度及び同年度以後4年ごとに、市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

区分	入館料（1人につき）	
	個人	団体
18歳を超えるもの	300円	200円
18歳以下	150円	100円

備考 この表において「団体」とは、20人以上の場合をいう。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の川西市郷土館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による入館料の徴収その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後の入館に係る入館料について適用し、同日前の入館に係る入館料については、なお従前の例による。

報告第5号資料:川西市郷土館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>第1条から第8条 (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第9条 郷土館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 展示品に触れないこと。</p> <p>(2) 許可を受けないで展示品の撮影、模写等を行わないこと。</p> <p>(3) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。</p> <p>(4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条から第14条 (略)</p>	<p>第1条から第8条 (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第9条 郷土館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 展示品に触れないこと。</p> <p>(2) 許可を受けないで展示品の撮影、模写等を行わないこと。</p> <p>(3) <u>所定の場所以外で飲食をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>建物内及び敷地内で喫煙をしないこと。</u></p> <p>(5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条から第14条 (略)</p>

別表第1(第6条関係)

区分	入館料(1人につき)		備考
	個人	団体	
大人	円 300	円 200	1 「学生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。 2 「小人」とは、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
学生	200	150	
小人	150	100	

別表第2～別表第3(略)

付 則

この条例は、昭和63年11月1日から施行する。

(以下 略)

別表第1(第6条関係)

区分	入館料(1人につき)		<u>削除</u>
	個人	団体	
<u>18歳を超えるものの</u>	300 <u>円</u>	200 <u>円</u>	<u>削除</u>
<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	
<u>18歳以下</u>	150 <u>円</u>	100 <u>円</u>	

備考 この表において「団体」とは、20人以上の場合をいう。

別表第2～別表第3(略)

付 則

(施行期日)1 この条例は、昭和63年11月1日から施行する。(見直し)2 令和9年4月1日以降の入館料等の額については、令和7年度及び同年度以後4年ごとに、市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする。

(中略)

	<p><u>付 則(令和4年 月 日条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(準備行為)</u> <u>2 この条例による改正後の川西市郷土館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による入館料の徴収その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</u> <u>(経過措置)</u> <u>3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後の入館に係る入館料について適用し、同日前の入館に係る入館料については、なお従前の例による。</u></p>
--	---

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月17日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

記

川西市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

専決第 5 号

川西市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

川西市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和4年2月16日専決

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

川西市黒川里山センターの設置及び管理に関する条例

(設置及び目的)

第1条 黒川地区における豊かな自然環境と里山の保全、教育の振興及び観光の推進を図り、地域の活性化に寄与するため、川西市黒川里山センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 川西市黒川里山センター
- (2) 位置 川西市黒川字中尾264番地

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 関係人口の拡大による地域課題の解決又は地域の活性化に関すること。
- (2) 子どもを中心とした体験学習その他里山を活用した教育の振興に関すること。
- (3) 里山の保全、自然体験等を行うための交流拠点に関すること。
- (4) 黒川地区及びその周辺地域の観光案内その他観光の推進に関すること。
- (5) 旧黒川小学校校舎の歴史的価値及び景観に配慮した活用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの施設又は付属設備を破損、滅失又は著しく汚損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第6条 センターの使用料は、別表のとおりとする。

2 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 公用又は公益その他市長が特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第8条 使用者は、センターの使用の権利を譲渡し、又は他人に使用させてはならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (2) 前条の規定に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。
- (3) 使用目的の変更の禁止その他使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生ずることがあっても、市はこれに対して補償の責めを負わない。

（特別の設備等の承認）

第10条 使用者は、あらかじめ市長の許可を受けて、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用することができる。

（原状回復の義務）

第11条 使用者は、センターの使用を終えたとき、又は第9条第1項の規定による使用許可の取消し、使用の制限若しくは停止をされたときは、直ちに設備等を原状に復し、清掃しなければならない。

（使用者の管理義務）

第12条 使用者は、使用期間中、善良な管理者の注意を怠ってはならない。

2 使用者は、センターの施設又は付属設備を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(立入調査)

第14条 使用者は、市長又はその命じた者が職務執行のため使用中の場所へ立ち入ることを拒めない。

(管理)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續その他当該センターの指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年川西市条例第7号）の規定によるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条に規定する目的を達成するための事業の実施に関すること。
- (2) 第4条に規定する使用の許可に関すること。
- (3) 第5条に規定する使用の制限に関すること。
- (4) 第6条に規定する使用料（以下「利用料金」という。）の徴収及び減免に関すること。
- (5) 第7条に規定する使用料の還付に関すること。
- (6) 第9条に規定する使用許可の取消し等に関すること。
- (7) 第10条に規定する特別の設備等の承認に関すること。
- (8) 第13条に規定する入館の制限に関すること。
- (9) 第14条に規定する立入調査に関すること。
- (10) センター及びその附属設備の維持管理に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第18条 第15条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせるときは、使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

4 指定管理者は、市長の承認を受けた基準により、利用料金を減免することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長の承認を受けた基準により、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

6 第6条及び第7条の規定は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

(川西市公民館条例の一部改正)

3 川西市公民館条例（昭和48年川西市条例第46号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項中「（川西市黒川公民館を除く。以下この条において同じ。）」を削る。
別表第1川西市黒川公民館の項を削る。

(見直し)

4 令和9年4月1日以降の使用料の額については、令和7年度及び同年度以後4年ごとに、市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする。

別表（第6条、第18条関係）

室名	区分	使用料（1区分当たり）	
		第3条各号に掲げる事業に係る使用の場合	その他の場合
多目的室1	50分	360円	710円
多目的室2	50分	360円	710円
多目的室3	50分	360円	710円
多目的室4	50分	360円	710円
多目的室5	50分	220円	430円
第1講座室	50分	270円	530円
第2講座室	50分	240円	470円
第3講座室	50分	120円	240円
調理室	50分	220円	430円

備考

- (1) センターの使用許可は、区分ごとに行うものとする。この場合において、連続する2区分以上の使用許可を受けたときは、当該許可に係る使用は連続して行うことができる。
- (2) 使用許可の区分を超過して、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げる区分の使用料を別途徴収する。
- (3) センターの付属設備の使用料は、規則で定める。

※本議案は教育委員会と他部の複合議案となり、教育委員会所管部分は「付則第3項（川西市公民館条例の一部改正部分）」のみとなります。

（このため、下の新旧対照表は当該部分のみを掲載しております）

川西市公民館条例（昭和48年川西市条例第46号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
(略) (使用料) 第8条 公民館(川西市黒川公民館を除く。以下この条において同じ。)の使用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。 (略)		(略) (使用料) 第8条 公民館_____の使用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。 (略)	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
<u>川西市黒川公民館</u>	<u>川西市黒川字谷垣内295番地</u>	<u>(削除)</u>	

専決報告について

下記の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月17日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

記

川西市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

専決第 6 号

川西市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

川西市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和4年2月16日専決

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

川西市公民館条例の一部を改正する条例

川西市公民館条例（昭和48年川西市条例第46号）の一部を次のように改正する。
付則に次の1項を加える。

（見直し）

- 3 令和9年4月1日以降の使用料の額については、令和7年度及び同年度以後4年ごとに、市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

施設名	室名	使用料（1区分当たり）	
		委員会が認める団体が法第20条に規定する目的のために使用する場合	その他の場合
川西南公民館	大集会室	460円	
	視聴覚室	260円	380円
	和室	240円	370円
	会議室	130円	190円
	工作室	190円	270円
	料理室	200円	360円
川西公民館	集会室	430円	
	視聴覚室	220円	340円
	講座室	340円	520円
	和室	200円	300円
	会議室	190円	300円
	調理室	360円	550円
明峰公民館	集会室	430円	
	講座室	270円	420円
	和室	160円	260円

	創作室	200円	300円
	調理室	220円	390円
多田公民館	集会室	280円	
	視聴覚室	220円	330円
	和室	250円	370円
	会議室	150円	240円
	料理室	210円	380円
緑台公民館	集会室A	250円	
	集会室B	130円	
	和室	140円	210円
	会議室	140円	210円
	創作室	140円	210円
	軽運動室	280円	420円
	調理室	190円	330円
けやき坂公民館	集会室	400円	
	視聴覚室	250円	370円
	和室	160円	260円
	創作室	220円	330円
	調理室	240円	430円
清和台公民館	集会室	430円	
	和室	150円	240円
	会議室	70円	100円
	創作室	190円	280円
	調理室	230円	400円
東谷公民館	集会室	320円	
	講座室	210円	310円
	和室	180円	260円
	会議室	80円	130円
	料理室	190円	340円

北陵公民館	集会室	380円	
	視聴覚室	210円	320円
	和室	130円	200円
	創作室	210円	320円
	調理室	230円	420円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の川西市公民館条例（以下「新条例」という。）の規定による使用料の徴収その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

報告第7号資料:川西市公民館条例新旧対照表

現行				改正後(案)			
付則 1～2 (略) (規定なし)				付則 1～2 (略) <u>(見直し)</u> <u>3 令和9年4月1日以降の使用料の額については、令和7年度に市長が別に定める基準に基づき必要な見直しを行うものとする</u>			
別表第2(第8条関係)				別表第2(第8条関係)			
施設名	室名	使用料(1区分当たり)		施設名	室名	使用料(1区分当たり)	
		委員会が認める団体が法第20条に規定する目的のために使用する場合	その他の場合			委員会が認める団体が法第20条に規定する目的のために使用する場合	その他の場合
川西南公民館	大集会室	390円		川西南公民館	大集会室	460円	
	視聴覚室	220円	320円		視聴覚室	260円	380円
	和室	200円	310円		和室	240円	370円
	会議室	110円	160円		会議室	130円	190円
	工作室	160円	230円		工作室	190円	270円
	料理室	200円	300円		料理室	200円	360円
川西公民館	集会室	360円		川西公民館	集会室	430円	
	視聴覚室	190円	290円		視聴覚室	220円	340円
	講座室	290円	440円		講座室	340円	520円
	和室	170円	250円		和室	200円	300円
	会議室	160円	250円		会議室	190円	300円
	調理室	300円	460円		調理室	360円	550円
明峰公民館	集会室	360円		明峰公民館	集会室	430円	
	講座室	230円	350円		講座室	270円	420円
	和室	140円	220円		和室	160円	260円
	創作室	170円	250円		創作室	200円	300円
	調理室	220円	330円		調理室	220円	390円
多田公民館	集会室	240円		多田公民館	集会室	280円	
	視聴覚室	190円	280円		視聴覚室	220円	330円
	和室	210円	310円		和室	250円	370円
	会議室	130円	200円		会議室	150円	240円
	料理室	210円	320円		料理室	210円	380円

緑台公民館	集会室A	210円	
	集会室B	110円	
	和室	120円	180円
	会議室	120円	180円
	創作室	120円	180円
	軽運動室	240円	350円
	調理室	190円	280円
けやき坂公民館	集会室	340円	
	視聴覚室	210円	310円
	和室	140円	220円
	創作室	190円	280円
	調理室	240円	360円
清和台公民館	集会室	360円	
	和室	130円	200円
	会議室	60円	90円
	創作室	160円	240円
	調理室	230円	340円
東谷公民館	集会室	270円	
	講座室	180円	260円
	和室	150円	220円
	会議室	70円	110円
	料理室	190円	290円
北陵公民館	集会室	320円	
	視聴覚室	180円	270円
	和室	110円	170円
	創作室	180円	270円
	調理室	230円	350円

緑台公民館	集会室A	250円	
	集会室B	130円	
	和室	140円	210円
	会議室	140円	210円
	創作室	140円	210円
	軽運動室	280円	420円
	調理室	190円	330円
けやき坂公民館	集会室	400円	
	視聴覚室	250円	370円
	和室	160円	260円
	創作室	220円	330円
	調理室	240円	430円
清和台公民館	集会室	430円	
	和室	150円	240円
	会議室	70円	100円
	創作室	190円	280円
	調理室	230円	400円
東谷公民館	集会室	320円	
	講座室	210円	310円
	和室	180円	260円
	会議室	80円	130円
	料理室	190円	340円
北陵公民館	集会室	380円	
	視聴覚室	210円	320円
	和室	130円	200円
	創作室	210円	320円
	調理室	230円	420円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の川西市公民館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による使用料の徴収その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 1 号

川西市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

川西市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和4年2月17日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

提案理由

川西市公民館等予約システムの導入及び喫煙に関する規定の整理に伴い、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市教育委員会規則第 号

川西市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則

(川西市公民館条例施行規則の一部改正)

第1条 川西市公民館条例施行規則(昭和48年川西市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「(喫煙を含む。)」を削る。

第11条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号の規定により算定した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

第14条第1号中「し、又は喫煙」を削る。

(川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規則(令和3年川西市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「申請」を「取消しの届け」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中川西市公民館条例施行規則第11条の改正規定及び第2条の規定は、令和4年2月1日から適用する。

(使用料の減免に関する経過措置)

2 この規則による改正後の川西市公民館条例施行規則第11条の規定は、この規則の適用の日(以下「適用日」という。)以後の申請に係る使用料の減免について適用し、適用日前の申請に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

議案第 1 号資料：川西市公民館条例施行規則(昭和 4 8 年川西市教育委員会規則第 1 2 号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(2) 所定の場所以外で火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。</p>	<p>(使用者の遵守事項)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(2) 所定の場所以外で火気_____を使用しないこと。</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第 1 1 条</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 前項</u>の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書を委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第 1 1 条</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 前項第 2 号の規定により算定した額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p><u>3 第 1 項</u>の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書を委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(入館者の遵守事項)</p> <p>第 1 4 条 (略)</p> <p>(1) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。</p>	<p>(入館者の遵守事項)</p> <p>第 1 4 条 (略)</p> <p>(1) 所定の場所以外で飲食_____しないこと。</p>

川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規則(令和 3 年川西市教育委員会規則第 1 0 号) 新旧対照表

<p>付則</p> <p>(使用料の還付に関する経過措置)</p> <p>4 新規則第 1 2 条の規定は、施行日以後の申請に係る使用料の還付について適用し、施行日前の申請に係る使用料の還付については、なお従前の例による。</p>	<p>付則</p> <p>(使用料の還付に関する経過措置)</p> <p>4 新規則第 1 2 条の規定は、施行日以後の<u>取消し</u>の<u>届け</u>に係る使用料の還付について適用し、施行日前の申請に係る使用料の還付については、なお従前の例による。</p>
---	---

	<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中川西市公民館条例施行規則第 1 1 条の改正規定及び第 2 条の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。</p> <p>(使用料の減免に関する経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の川西市公民館条例施行規則第 1 1 条の規定は、この規則の適用の日(以下「適用日」という。)以後の申請に係る使用料の減免について適用し、適用日前の申請に係る使用料の減免については、なお従前の例による。</p>
--	---